

平成14年5月14日

金融庁長官

森 昭治 殿

神栄信用金庫

金融整理管財人 渡邊 勝之

金融整理管財人 坂田 達也

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）の提出について

預金保険法第80条に基づき、別紙のとおり「報告書（補遺）」を提出いたします。

## はじめに

神栄信用金庫は、平成14年1月18日、預金保険法第74条第5項に基づき、「業務及び財産の状況を総合的に勘案し、当金庫の財産を以て債務を完済することが出来ない」旨の申出を行い、同日、預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、同日付で金融庁長官より預金保険法第80条に基づき、「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画」の作成命令を受け、直ちに、神栄信用金庫がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、平成14年4月23日に金融庁長官に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき神栄信用金庫の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

### I 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追求に関する調査について

預金保険法第83条に基づき、金融整理管財人は就任後、特別に委任した弁護士1名等で構成する責任解明委員会を設置しました。同委員会は当金庫の内部資料の提出を求め、必要に応じて元理事及び現職員から事情聴取を行う等、慎重に事実の調査、検討を行ってきました。以下は今日までの調査、検討の概略です。

#### (1) 刑事上の責任追及について

不良貸付の責任、債権の管理・回収上の責任に係わる背任、または業務上の横領を中心に該当する事由の有無につき、稟議書、会計帳簿等を精査し、元理事及び現職員からも事情聴取をしましたが、現在のところ該当する事案は発見に至っておりません。

## (2) 民事上の責任追及について

### ① 旧経営陣に対する民事責任追及の為の調査方針

当金庫は設立以来、国内唯一の華僑系信用金庫として堅実経営に努めてきたものの、華僑社会の世代交代や他金融機関との競合激化により業容は伸び悩み気味でありました。邦人取引の開拓等、現状打開に向けた取り組みを模索しましたが、バブル経済の崩壊により不動産関連融資の不良化が著しく、加えて阪神大震災が当金庫の事業地区を直撃、全営業基盤に甚大な損害を与える、その後の景気の低迷、地価下落も相まって貸出金の不良化が進行し、不動産業を中心に多額の不良債権の償却・引当を余儀なくされ、これらが当金庫の経営を圧迫し、自己資本比率の低下を招くこととなりました。

これらの状況を踏まえ、破綻先等に対する融資行為に損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反が認められるかどうかについて調査を行ったほか、有価証券運用等についても調査を行いました。

## II 調査の内容について

### (1) 問題融資の調査

表債1億円以上の破綻先・破綻懸念先12先について調査を行いましたが、不動産業者、特に中小不動産関連業者への融資が多額を占めており、これらが平成3年からの地価の急激な下落により、経営が悪化しはじめ、融資金の回収遅れ、融資金の回収不能等も増加し、加えて平成7年1月の阪神大震災による地域的な影響を強く受けたことにより経営に問題が生じ不良化したもので、これが当金庫の財務内容を悪化させた大きな要因と判断されます。

いずれも融資開始時点においては、規定に則った審査手続きを踏んでおり、また、不良化した後不十分ながらも債権回収手続を講じており、現在までの調査では旧経営陣に対して損害賠償責任を追求すべき案件は見つかっておりません。

なお、上記以外の大口融資（表債1億円以上）12件についても稟議書の内容等を通じて調査しました。特に規則違反・情実融資等の事案は現時点では見当たらず、尚継続して調査を行っております。

（2）有価証券取引について

当金庫の有価証券の運用状況は、平成13年9月期で含み損110百万円となっているものの、いずれの取引も当金庫の有価証券取引規定に則ったものとなっており、損害賠償責任を問うるような有価証券運用はありませんでした。

（3）決算、配当の適否について

現在のところ粉飾決算等の不適切な取扱いは見当りません。

III 旧経営陣に対する損害賠償請求権等について

現在のところ、直ちに民事の損害賠償を請求するような問題は発見しておりません。

しかし、当信用金庫の事業譲渡以降においても引き続き責任追及が行えるよう、調査資料を株式会社整理回収機構に引継いだうえで、旧経営陣等に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡する予定であります。